

第1章

基本構想

第1節 計画の策定

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の役割
- 3 計画の構成
- 4 計画の期間

第2節 生涯学習の意義

- 1 生涯学習とは
- 2 生涯学習が必要とされる社会的背景や期待される役割
- 3 これまでの生涯学習施策の流れ

第3節 長沼町がめざす生涯学習社会の姿

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 生涯学習推進を支える各役割

長沼町生涯学習推進計画体系図

第1節 計画の策定

1 計画策定の趣旨

誰もが「住んでよかった」「住んでみたい」と言えるような長沼町を築いていくために、まちづくりの推進力であり主体である町民の行動力を高めていくことが喫緊の課題です。その課題解決に欠かせないのが学習であり、学習活動を通じて一人一人が自主的・自発的な活動を活発に展開することによって、町民の持つ行動力の幅が広がり、まちづくりに向けた効果が期待できます。

また、少子高齢化、人口減少に伴う社会活力の低下、情報化の急速な進展、雇用環境の変容、価値観やライフスタイルの変化に伴う社会のつながりの希薄化など、社会の諸情勢が次々と変化していく中、町民が心豊かで充実した人生を送っていくためには、生涯にわたって自ら学習に取り組み、自己を高めていく生涯学習の推進が求められています。

長沼町では、平成13年度に「第4期長沼町総合振興計画」の策定と時期を同じくして、「第1期長沼町生涯学習推進計画」が策定され、平成23年度からは「第2期長沼町生涯学習推進計画」がスタートしました。

令和3年には、社会情勢や町民ニーズの変化を踏まえた上で、新たな「北海道教育推進計画」（平成30年度～令和4年度）などを参考とし整合性を図るとともに、これまで積み重ねてきた計画の理念を継承した、今後8年間の基本的な方向を示す指針として「第3期長沼町生涯学習推進計画」を策定しました。

前期計画が令和6年度で終了するため、令和7年度からの後期計画においても、引き続き町民一人一人の学習活動の推進とその成果を活かすことを重点に、それぞれの計画を策定します。

2 計画の役割

本計画は、長沼町総合振興計画が示す施策の基本的な方向性を踏まえ、本町の生涯学習の推進に関する総合的、計画的な行政運営の指針を示すとともに、教育の目標や施策の根本的な方針を示し、教育者と学習者を媒介としたまちづくりを推進するための計画です。

3 計画の構成

本計画は、第1章「基本構想」で生涯学習基本理念とそれを達成するための基本目標を述べ、第2章「後期基本計画」、第3章「学校教育推進計画」、第4章「社会教育推進計画」によって構成します。

4 計画の期間

本計画は、上位計画である「第6期長沼町総合振興計画」の計画期間に合わせ、令和3年度から令和10年度まで8年間に計画期間とします。

なお、基本計画については、前期は令和3年度から4年間、後期は令和7年度から4年間とします。

また、実施計画は3か年計画とします。

第2節 生涯学習の意義

1 生涯学習とは

「生涯学習」とは、一人一人が、自分の人生を楽しく豊かにするために、生涯の色々な時期に、自由な意思に基づき、自分に適した手段・方法によって、生涯にわたって行う学習活動です。

生涯学習には、個人で行う学習活動のほか、学校教育や社会教育の中での意図的、組織的な学習活動をも含み、さらにスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動なども含まれます。

また、学習活動の場も、幼稚園、小・中・高等学校、図書館、文化施設、スポーツ施設、企業、事業所など多岐にわたっています。

豊かで活力ある社会を築いていくためには、「人々が、生涯のいつでも、どこでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」ような生涯学習社会を構築することが重要です。

2 生涯学習が必要とされる社会的背景や期待される役割

今日、人口減少時代の新しい地域づくりに向け、人生100年時代や Society5.0（注1）の到来、情報技術やグローバル化の進展、気候変動などの地球環境問題、国際情勢の不安定化により、人々の価値観や生活様式、ワークスタイルが大きく変わり、将来の予測が困難な VUCA（注2）の時代とも言われています。こうした時代において、様々な困難を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくためには、自らの良さや可能性を認識し、自己肯定感を高めていくとともに、全ての人を価値ある存在として尊重し合い、多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手として成長し、一人一人が豊かで幸せな ウェルビーイング（注3）の向上が求められています。

また、成熟社会となった現在、誰もが願う安全・安心で幸福感の高い社会を築いていくために、誰一人として取り残されることなく生きがいを感じることでできる包摂的な社会を目指すことが重要です。コロナ禍を経て社会が大きく変化する中において、今後、より多様で複雑化する課題と向き合いながら、持続可能な社会をつくるためには、オンライン学習や人工知能（AI）などのICTの活用など新しい技術も最大限活用しつつ、全ての人が生涯にわたって主体的に学び続けることがますます重要となっています。

このような中、今後生涯学習は、個人の楽しみや自己の向上のみを目的として行われるだけでなく、町民一人一人が学びを通じて、いきいきと暮らし、多様な文化を尊重しつつ、地域社会において積極的に活躍し、人と人、人と地域がお互いに支えあいながら豊かに共生していくことで地域の持続的な成長・発展につながっていくことが、これまで以上に期待されています。

注1 Society5.0 ～ 人間中心の社会。狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く、新たな社会を指すもの。

注2 VUCA ～ 変動性 (Volatility)、不確実性 (Uncertainty)、複雑性 (Complexity)、曖昧性 (Ambiguity) の4つの単語の頭文字をとった言葉。

注3 ウェルビーイング ～ 幸福で肉体的、精神的、社会的すべてにおいて満たされた状態を表す概念。

3 これまでの生涯学習施策の流れ

◇昭和56(1981)年

中央教育審議会答申「生涯教育について」の中で、初めて生涯学習という言葉が用いられました。ここでは、「学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。その意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい」とされています。

◇昭和60(1985)年

ユネスコ国際成人教育会議における「学習権宣言」で、学習権が「人間の生存にとって不可欠な手段である。」と明言されました。

◇昭和61(1986)年

臨時教育審議会答申で、それまでの学校中心の教育体系を生涯学習中心の体系へと移行する必要性が示されました。

◇平成2(1990)年

『生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律』が制定されました。

◇平成4(1992)年

生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」の中で、「人々が生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」という理念が示されました。

◇平成5(1993)年

北海道生涯学習推進基本構想が策定されました。

◇平成11(1999)年

生涯学習審議会答申で、学習の成果を個人のキャリア開発やボランティア活動とともに地域社会の発展に生かすことの重要性が提言され、「生涯学習によるまちづくり」の推進が必要であるとされました。

◇平成13(2001)年

長沼町生涯学習推進条例を制定しました。

◇平成14(2002)年

生涯学習推進のための方策を示す「第1期長沼町生涯学習推進計画」を策定しました。

◇平成16(2004)年

生涯学習分科会答申「今後の生涯学習の振興方策について」の中で、「混迷する社会では、人々が社会に共通する課題を学習することが重要である」と指摘されています。

◇平成17(2005)年

第2次北海道生涯学習推進基本構想が策定されました。

◇平成18(2006)年

改正された『教育基本法』において、「生涯学習の理念」が教育に関する基本的な理念として規定されました。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

『教育基本法』より抜粋(平成18(2006)年12月22日公布・施行)

◇平成18(2006)年

第1期長沼町生涯学習後期基本計画を策定しました。

◇平成20(2008)年

「社会教育法等の一部を改正する法律」が公布及び施行され、教育基本法において生涯学習の理念が明示されたこと等を踏まえ、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務に関する規定等が整備されました。

第1期教育振興基本計画(平成20年度～平成24年度)が策定されました。

北海道教育推進計画(第4次北海道教育長期総合計画(計画期間:平成20年度～平成29年度)が策定されました。

◇平成23(2011)年

第2期長沼町生涯学習推進計画を策定しました。

◇平成25(2013)年

第2期教育振興基本計画(平成25年度～平成29年度)が策定されました。

北海道教育推進計画(改訂版)(平成25年度～平成29年度)が策定されました。

◇平成27(2015)年

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され施行されました。

第1条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

第3次北海道生涯学習推進基本構想が策定されました。

◇平成30(2018)年

第3期教育振興基本計画(平成30年度～令和4年度)が策定されました。

北海道教育推進計画(第5次北海道教育長期総合計画(平成30年度～令和4年度))が策定されました。

◇令和3(2021)年

第3期長沼町生涯学習推進計画を策定しました。

◇令和5(2023)年

第4期教育振興基本計画(令和5年度～令和9年度)が策定されました。

北海道教育推進計画(第6次北海道教育長期総合計画(令和5年度～令和9年度))が策定されました。

第3節 長沼町が目指す生涯学習社会の姿

1 基本理念

本町の総合振興計画（第6期：令和3年度～10年度）の目標とする目指す姿は「ひとと自然の共生 きらめく田園と交流のまち」であり、本町はこれを目標にまちづくりを推進します。

～目指す姿～
ひとと自然の共生 きらめく田園と交流のまち

＜基本施策＞

- 1 安全・安心で快適に暮らせるまち
- 2 ひとと自然が共生する美しいまち
- 3 ひとにやさしく健康に暮らせるまち
- 4 地域産業で活力を生み出すまち
- 5 多様なひとと文化を育むまち
- 6 健全な行財政運営で活気あふれるまち
- 7 ひとが集まり持続可能なまち

生涯学習基本構想、基本計画では、総合振興計画における生涯学習部門を担うため、生涯学習の視点から上記の将来像を実現するための理念を設定します。

生涯学習において、最も重要な要素の一つとして、人との関わりが挙げられます。お互いが生涯学習を通じて啓発し合い、喜びや楽しさを分かち合える社会を目指すために、生涯学習基本構想、基本計画の理念を設定します。

第1期の生涯学習推進計画においては「いきいきとした心豊かな町民を育む生涯学習の推進」を基本目標とし、第2期の生涯学習推進計画ではこれをさらに一步前進させ、「学び、行動し、成果を分かち合うまちづくり」を基本理念としたところであり、新たな計画においてはこれまでの積み上げを継承し、更なる学習体制の充実を目指し、引き続き基本理念を次のとおりとします。

～生涯学習基本理念～
学び、行動し、成果を分かち合うまちづくり

この基本理念は、生涯学習を通じて人々が学習する喜び、教え合う喜びなど様々な生きる喜びを分かち合うこと、つまり個人の学びから一步踏み出し、学びの成果を社会や地域の中で生かし、「行動する人」づくり、社会や地域の中で「学びの成果が生かされる環境」づくりに焦点を当て、町民全員が生涯学習と関わり合い、コミュニティを築き、生き生きと喜びを持って生活することを理念として設定しています。

2 基本目標

基本理念を受けて、3つの基本目標を設定します。

基本目標1 生涯にわたって学べる環境づくり

基本目標2 多様な学習活動づくり

基本目標3 生涯学習推進体制づくり

(1) 生涯にわたって学べる環境づくり

全ての町民が、生涯にわたって学習を続けていくためには、幼児期から青少年期においてその基礎を培うことが重要です。この時期は、人間として社会生活に必要な基本的生活習慣を形成し、心豊かな人間性を養う大切な時期であり、自ら学ぶ意欲や社会に適應できる能力の育成を図ることが必要です。

そのため、家庭教育や子育て支援の更なる充実を図ることはもとより、学校教育の充実に努め、社会教育との連携を強化します。

健やかな体と豊かな心を持った子どもたちを育てるために、学校、家庭、地域がさらに連携協働し、子どもたちの学ぶ意欲を育み、それを支援していく体制づくりを進め、生涯学習の基礎を整備します。

(2) 多様な学習活動づくり

町民一人一人が、生涯学習を通じて自己の実現を目指すことは、生きがいのある充実した生活を営むためにもとても重要です。

町民の学習意欲や要望に応えるため、芸術文化活動や健康づくり、スポーツ活動、コミュニティ活動など、町民の多様な学習ニーズを的確に把握し、適切な学習機会を提供します。また、自ら学んだことを生かすことができる「学びあい」の仕組みづくりのため、学んだ成果を生かしたい人、これから学びたい人のためへの情報提供に努め、学びのネットワークづくりを進め、町民の主体的な活動を積極的に支援します。

(3) 生涯学習推進体制づくり

多様な学習活動を活発にしていくためには、学習環境を総合的に整備していくことが重要です。

このため、町民への学習情報の提供や相談体制の充実、各種指導者の育成、生涯学習関連施設の整備、多様な学習成果の評価と活用場の確保などを総合的に推進する必要があります。

今後においても、学習で得た成果を地域社会で生かすことができる仕組みづくりを確立し、学習相談体制や学習情報の提供をより一層進めるとともに、既存施設の有効活用など効率的に整備、充実します。

3 生涯学習の推進を支える各役割

(1) 行政の役割

町民の学習活動を充実するため、民間との役割分担を図る中で、学習活動のための機会や場を提供します。

- ① 町民が効果的に学習活動を進めることができるよう、学習情報を収集、提供します。
- ② 町民グループ等の自主企画による学習活動を援助するなど町民自らの意欲による自主的な学習活動を支援します。
- ③ 町民の学習活動を充実するため、人材を育成するとともに、活動を援助するなど町民の学習を推進する人材や町民グループを支援します。
- ④ 町民の学習意欲を高めるとともに、社会参加を進めるため、学習成果を発表する機会の提供や学習ボランティアの育成など、町民の学習成果を活用する場を充実します。
- ⑤ 生涯学習を総合的かつ効果的に推進するため、計画を策定するとともに、行政内部組織を設置するほか、町民の学習ニーズを的確に把握し、施策に反映するため、生涯学習推進協議会を組織し、協議会活動を支援します。
- ⑥ 町民の学習活動の多様化、高度化に対応するとともに、より効果的な推進を図るため、大学、民間教育機関、町民グループなど、多様な主体との連携を推進します。



(2) 団体の役割

企業などにおいては、教育機関との連携を深めながら、地域における講座の開設や学校等への人材の派遣をするなど、地域社会への貢献活動を充実するとともに、従業員のボランティア活動を促進していくことが求められます。

- ① 大学、専門学校など高等教育機関と連携し、幅広く高度で専門的な内容の学習機会を提供することが望まれます。
- ② 地域で多様な学習を主体的に進めている学習、文化、スポーツ、ボランティアなどの目的団体、子ども会、青年団体、シニアクラブなどの地域団体、商工会などの構成団体は、活動を発展させるとともに団体間の連携、協調を促進し、協働による地域づくりの一翼を担うことが期待されます。



(3) 町民の役割

町民自らの学習活動が、自己の実現を図ることと、活動そのものが地域に生かされ、地域の発展に連動することが期待されます。

- ① 町民一人一人が、身近なところから行動し、生涯学習に取り組むことが望まれます。
- ② 自己の実現や生活の向上を目指し、主体的に学習活動に取り組む上で、学習サービスの受益者として適正な自己負担をすることに対する理解が進むことが望まれます。
- ③ ボランティア活動やまちづくりなど、学習した成果を社会に還元することに関心を寄せ、自己の実現の一つの機会として、地域社会において積極的に活躍することが期待されます。



4 学びを通じたSDGsの推進

SDGs達成のため、子どもから大人まで全ての町民が、現代社会における地球規模の様々な課題を「自分事と捉え」て「解決に向けて考え」、「行動する力を身に付ける」とともに、「新たな価値観」や「行動変容」をもたらすESD（注1）を推進します。

本計画においては、SDGs「目標4：質の高い教育をみんなに」に向かって、だれでも、いつでも、どこでも学び、学んだ成果を活かすことのできるまちづくりを目指します。

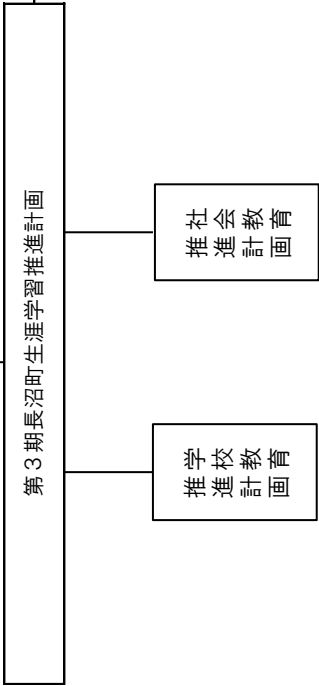


注1 ESD ～ 持続可能な開発のための教育 (Education for Sustainable Development)

長沼町生涯学習推進計画体系図

長沼町民憲章
 わたくしたちは、壮大な石狩平原にのぞみ、馬追の山すそにひろがる緑ゆたかな長沼の町民です。
 わたくしたちは、風雪のきびしさになたえて、このまちをきりひらいた先人のたくましい開拓の精神を受けつぎ、未来に大きな理想と明るい希望をもって、豊かな田園都市の建設にはげみます。
 ◆からだをきたえ、仕事にはげみ、ゆたかなまちにしましょう。
 ◆やさしい心で、互いに助けあい、あたたかいまちにしましょう。
 ◆自然を愛し、教養をたかめ、うるわしいまちにしましょう。
 ◆きまわりを守り、力をあわせ、あかるいまちにしましょう。
 ◆若い力を育て、生き生きと、のびゆくまちにしましょう。

長沼教育目標
 ◆スポーツで、心とからだをきたえ、たくましいひとになりましょう。
 ◆明るく、力いっぱい、仕事にはげむひとになりましょう。
 ◆心をあわせ、きまわりを守り、ふれあいを大切にするひとになりましょう。
 ◆自然にたししみ、広く学び、豊かな文化を育てるひとになりましょう。



基本理念

学び、行動し、成果を分かち合うまちづくり

基本目標	主要施策	具体的方針
1 生涯学習環境づくり	家庭教育の充実 学校教育の充実 社会教育の充実	子育てに関する学習機会の充実 子育て支援サービスの充実 家庭教育の理解を深める学習機会の充実 社会で活きる実践的な力の育成 豊かな心と健やかな体の育成 学びをつなぐ学校づくりの実現 生涯各期の学習機会の充実 学校・家庭・地域が連携した子どもの健全育成 文化芸術に触れた心の豊かさの向上 学校・家庭・地域の連携 キャリア教育の推進 職業能力の向上

基本目標	主要施策	具体的方針
2 多様な学習活動づくり	健康づくりとスポーツ振興 文化芸術活動の推進 国内外の交流活動の推進 現代的課題に関する学習機会の充実	健康づくりの推進 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進と環境整備 学校・家庭・地域における子どもの運動・スポーツ機会の推進 住民が主体的に参画するスポーツ環境の充実 文化芸術活動のための条件整備 文化財、伝統文化の保存と継承 専門施設の整備 世代間交流の推進 地域間交流の推進 国際理解、交流の推進 福祉に関する学習活動の推進 安全に関する学習活動の推進 環境に関する学習活動の推進 消費生活に関する学習活動の推進 社会の変化に対応した学習活動の推進

基本目標	主要施策	具体的方針
3 生涯学習推進体制づくり	学習ニーズの的確な把握と情報共有 指導者の育成、活用と条件整備 学習の場の提供 学習成果の評価と活用 生涯学習による地域づくりの推進 生涯学習推進体制の整備	学習情報の充実 学習機会と相談体制の充実 指導者の育成 ボランティアの育成と体制整備 学習グループの育成 図書館の機能拡充 学習関連施設の拡充と活用の促進 学習成果の評価と活用の場の確保 地域コミュニティの充実と支援 生涯学習推進体制の整備 近隣市町や教育機関等との連携

第6期長沼町総合振興計画 「ひとと自然の共生 さらめく田園と交流のまち ながぬま」